

川島町部活動の地域展開推進計画〔令和8年度～令和10年度〕

I 計画策定の背景

1 国・埼玉県の動向

平成30年度に、スポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、平成31年度(令和元年度)に、中央審議会や国会から、学校における働き方改革などの観点を含め部活動を学校単位から地域単位の取組とすべきことが指摘され、これを受け令和2年度、スポーツ庁及び文化庁は、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることを示し、令和6年6月及び8月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁に設置された部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示された。

令和4年12月には、提言を踏まえた部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行に向け、平成30年度のスポーツ庁及び文化庁のガイドラインを統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示された。

国のガイドラインでは、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動における環境を構築するという観点に立ち、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として位置付け、段階的に部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツ・文化芸術クラブ活動への移行に取り組み、部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すとしてきた。

埼玉県においても、国の方針を受け、令和6年3月に「埼玉県地域クラブ活動推進計画」を策定し、県内公立中学校の休日の部活動の地域クラブ活動への移行を推進することを示した。

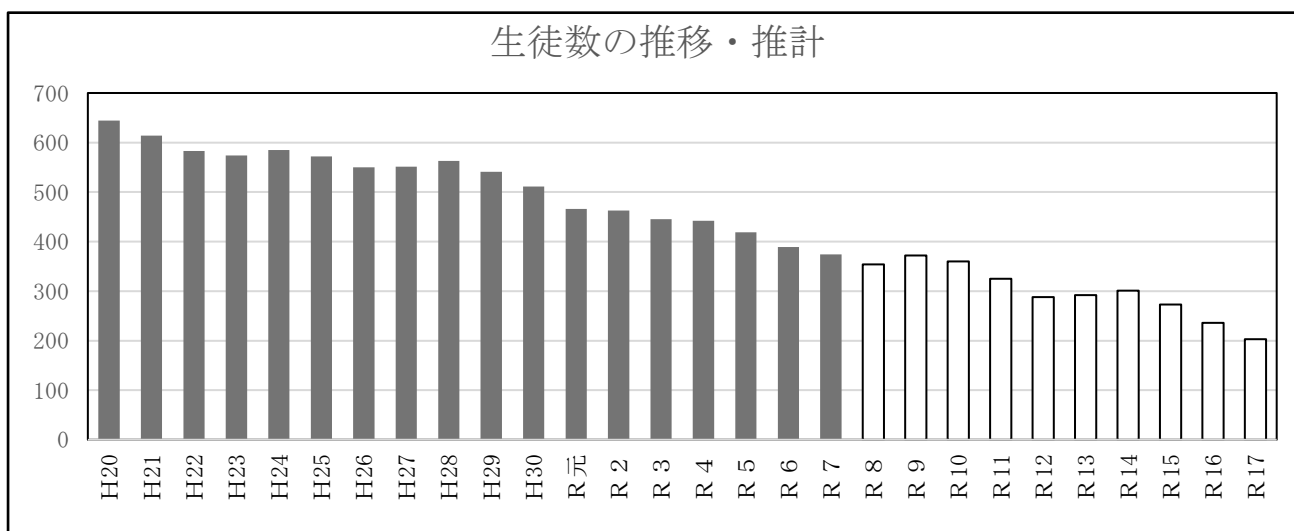
そして、さらに令和7年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革及び地域クラブ活動に関する実行会議」の最終とりまとめや、令和7年6月からの「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」での議論等を踏まえ、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が策定された。(別紙参照)

2 部活動の地域展開の必要性

これまで、学校教育の一貫として行われてきた部活動を取り巻く環境は、進展する少子化や学校の働き方改革の推進を背景に大きく変化してきている。そのような中で、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を実現するためには、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、学校と地域の連携による新たな地域クラブ活動を整備する必要がある。

(1) 進展する少子化

社会における少子化の進展に伴い、本町の公立中学校の生徒数は、令和7年度（今年度）は374人で、10年前の平成27年度の551人の7割程度まで減少し、10年後の令和17年度には更に減少が進み現在の半数程度まで減少すると推察される。【下表】



こうした影響により、これまでと同様の部活動の実施は困難となってきており、町内の公立中学校においても部活動の精選や縮小の動きが見られている。

部活動の部員数の変化を見ると、陸上競技や卓球といった個人または少人数でもできる競技では部員数の減少はあまり見られないが、野球、サッカーといった集団競技などにおいては、部員数の減少が顕著となっており、「人数が集まらない（チームを組むことができない）」「やりたい部活動が無い」といったことが現実となり、この状況はさらに広がることを見込まれる。

(2) 学校の働き方改革

部活動は、週休日等の活動を含めて、教育課程とは別の活動として教職員による奉仕的・献身的な活動によって支えられてきた経緯があり、学校における教職員の長時間勤務の一因ともなっている。

また、学校の状況によっては教師の希望や専門性の有無などに関わらず、部活動顧問を担う必要性

が生じるなど、特に競技経験や指導経験がない教職員には大きな負担となっているケースもあり、改善が必要となっている。

3 部活動の在り方検討会の経緯

令和5年度から令和6年度にわたり学校代表者、部活動担当者、スポーツ・文化芸術関連団体代表者、保護者代表からなる「川島町部活動地域連携に向けた検討会」を立ち上げ、部活動の現状と課題、及び今後の地域連携に向けた取り組みの方向性について検討を行った。

○第1回 令和6年1月11日（木）

〔議題〕・川島町部活動地域連携に向けた検討会の概要

- ・川島町部活動地域連携の説明と確認
- ・今後の川島町部活動地域連携に向けて

○アンケート調査実施 令和6年2月

対象：町内小学校5・6年生及び保護者 中学生1・2年生及び保護者

○第2回 令和6年3月18日（月）

〔議題〕・部活動地域連携アンケート集計結果説明

- ・今後の川島町地域連携に向けての検討 ※先進事例（先進市の実証事例）を参考

○第3回 令和6年6月28日（金）

〔議題〕・川島町部活動地域連携に向けた現状と課題説明 ※部活動改革指導幹より

- ・今後の川島町部活動地域連携に向けて ※グループ討議

○第4回 令和6年10月31日（木）

〔議題〕・令和8年度以降の川島町部活動地域連携について ※部活動改革指導幹より

- ・川島町部活動地域連携検討委員会について

II 推進計画

本計画は、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した国のガイドライン及び令和6年3月に埼玉県が策定した「地域クラブ活動推進計画」を受け、本町における休日の学校部活動の段階的な地域展開の方針を示すものである。

国は、公立中学校において部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があるとし、さらに、地域ク

ラブ活動は学校の教育課程外の活動として「社会教育」の一環とする捉えや、スポーツ基本法や文化芸術基本法の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものであると見解を示した。

本町では、「川島町教育行政重点施策」を策定し、様々な施策を推進しているが、地域クラブ活動を推進するにあたっては、同計画の方向性や取組との関連性を踏まえながら、総合的に取り組むことが必要となる。既に、本町では、町民誰もがスポーツ・文化芸術に親しむことができる環境づくりを進めていることから、生徒が自分に合ったスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会が確保されるよう、地域における環境の充実を推進するとともに、実施にあたっては、地域・学校と緊密に連携を図るものである。

1 基本目標

学校教育の一環として学校が実施してきた「学校部活動」を、生涯学習の一環として、地域の団体等が運営・実施主体となる「川島町地域クラブ※1」へと展開し、生徒が安全・安心で多様な活動ができる環境を整えるため、次に示す（１）から（３）の柱を基本方針とし、地域クラブ活動の最適な実施を目指す。

※1 本町で活動する「スポーツ少年団」「地域スポーツ・文化芸術クラブ」「総合型地域スポーツクラブ」の総称

2 基本方針

（１）生徒主体の活動

- ・生徒が興味・関心などに応じ、主体的に取り組むことができる活動
- ・家庭事情に関わらず、全ての生徒が、多様な機会から選択できる活動

（２）地域で子供たちを育む活動

- ・地域の宝である子供たちを地域が主体となって育み、共に価値を共有する持続可能な活動

（３）川島町の強みを活かした活動

- ・多様なスポーツ・文化芸術団体等が、学校と連携した活動

3 実施主体 — 認定地域クラブ及び地域クラブ —

教育委員会は、各種地域クラブにおいて認定制度の趣旨を参酌し、生徒等の参加について積極的に検討していただくよう依頼する。教育委員会が認定クラブとして認めた場合（認定要件別紙照）には、①生徒・保護者等に対する情報提供 ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用など）③地域クラブ活動を希望する教員等の兼職兼業の承認等を行う。

なお、認定を受けていない（受けない）地域クラブへの生徒の参加も可能とする。

また、（１）から（３）の地域クラブにおいては、活動方針・内容等を明確にするとともに、生徒の主体的な活動を推進し健全育成に努める。

（１）スポーツ少年団

- ・小学生を中心とした活動であるが、中学生まで参加対象を広げ、継続性のある活動を推進する。

（２）地域スポーツ・文化芸術クラブ

- ・中学生もしくは、中学生以下を参加対象としているクラブについては、活動の趣旨・活動内容・各種大会参加の有無等を明確にし、生徒の主体性を尊重した活動を推進する。
- ・現在、中学生が参加していない地域クラブについては、部活動の地域展開の趣旨を理解いただき、参加の有無を判断する。
- ・中学生等を参加対象とした地域クラブを新設（立ち上げる）する場合には、設立趣旨等を勘案し、認定クラブとして認定を受けるか検討する。

（３）総合型地域スポーツクラブ

- ・小学生、中学生及び高校生等の多世代の子供たちが、スポーツ・文化芸術活動を楽しみ、交流を深め主体的な活動を推進する。

４ 見込まれる効果

地域クラブ活動は、生徒が将来にわたってスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域の実情に応じて推進することにより、地域住民にとっても、より良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指すものであり、生徒自身や地域社会に対する効果が期待される。

（１）生徒に対して見込まれる効果

- 部活動にはなかったスポーツ・文化芸術活動に取り組むことができるようになる。
- 人数が集まらず部活動では組めなかったチームが組めるようになる。
- 中学校入学から在学中、卒業後も活動を継続できるなど、将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保につながる。
- 地域における多様な経験や学びにより、心身の健全育成につながる。

（２）地域社会に対して見込まれる効果

- 地域における様々な活動が多世代交流の中で行われることで、地域の各種団体等の活動が活性化するとともに、地域のスポーツ・文化芸術環境の充実につながる。
- 地域クラブ活動を通じて成長した生徒が、次世代の地域クラブ活動の担い手となるなど人材の好循環が生まれる。
- 地域住民が生涯を通じて気軽にスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境の充実につながる。

Ⅲ 推進に向けた取組

1 川島町部活動地域展開検討委員会の設置

教育委員会が設置する地域スポーツ・文化芸術団体の代表者、学校関係者、保護者代表者、庁内関係部署（課）等の関係者からなる川島町部活動地域展開検討委員会において、休日及び平日の部活動の地域展開へのスムーズな移行について検討を行う。また、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を通して連携体制を構築するとともに、関係者からの意見や生徒・保護者からのアンケート調査結果などを活用し、関係者間で緊密に連携して地域クラブ活動の推進に取り組む。検討委員会の事務局は教育委員会事務局が担う。

2 「地域展開」のスケジュール（予定）

令和10年度の「3年生が引退した時点」で、休日の部活動は地域クラブに移行する予定である。また、令和13年度からの実施予定である平日も含めた地域クラブ化については、休日の地域クラブ化の成果と課題を踏まえ、併せて検討していく。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
休日	学校部活動			地域クラブ		
平日	学校部活動					地域クラブ

川島町部活動地域展開検討委員会は、令和10年度の休日の地域クラブ化に向けて、年間5～6回程度の開催を予定する。

3 指導者の質の確保

教育委員会は、生徒にとってより良い地域のスポーツ・文化芸術活動の環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者の確保に取り組む。また、適切な指導の実施に向けて、参加者の心身の健康管理や事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを防止するため、指導者の研修機会等を提供するな

ど、適宜、地域クラブの運営や実施主体等に対して指導助言を行う。

さらに、スポーツ・文化芸術関係団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めるとともに、指導者人材バンクを構築・活用し、地域クラブ活動における指導者の確保に向けて、以下の取組を行う。

(1) 指導者向け研修機会等の提供

関係団体等と連携し、指導者の資質向上を図るため、体罰防止等のコンプライアンスに係る研修の機会を設ける。

(2) 指導者人材バンクの構築・活用

〇〇〇〇〇（運営主体）が管理・運営する指導者人材バンクや埼玉県教育委員会が設置する退職教員を活用した広域にわたる指導者人材バンクを活用するなど、地域クラブ活動に必要な指導者確保を支援する。

4 会場・備品の整備、調整

- (1) 原則として、会場は学校施設や川島町総合運動場内の施設等を使用する。
- (2) 施設の貸し出しについては、これまでの休日部活動と同様に優先して利用可能な環境を整える。
- (3) 備品や設備については、学校と連携して有効活用する。
- (4) 備品の新規購入、修繕などは原則として参加費で賄う。

5 教職員の兼職兼業

公立小中学校教員等の兼職兼業の承認について、教育委員会は、地域クラブ活動における指導を行うための兼職兼業に係る基準や手続き等について教職員に周知するとともに、職責遂行に及ぼす恐れがある場合等を除き、兼職兼業について適切に承認するものとする。

また、地域クラブでの指導を希望する教職員が適切に従事できるよう、教育委員会が示す教職員の兼職兼業に係る基準や手続き等について、〇〇〇〇〇（運営団体）に周知する。

6 保護者等の負担軽減

認定地域クラブ活動への参加に伴い、保護者等の費用負担が発生することについて、生徒や保護者、地域住民等の理解が得られるよう、地域・学校と連携し、周知・啓発に取り組む。

また、指導や活動の質の確保を前提として、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による低廉な参加費の設定や保護者の費用負担の軽減に向けて、以下の取組を行う。

(1) 認定地域クラブ活動に対する公立中学校等の利用に係る支援

認定地域クラブが可能な限り低廉な参加費を設定できるよう、地域・学校と連携し、公立小中学校の開放拡大について検討するなど、利用しやすい環境の充実のための支援を行う。

(2) 参加費と公的負担との在り方

継続的かつ円滑に地域展開等が進められるように、参加費と公的負担とのバランス等、費用負担の在り方を検討し、適切な支援を行う。

(3) 生活困窮家庭等への対応の検討

経済的に困窮する家庭等に対する参加費について検討する。

7 平日の部活動

平日の地域クラブ化については、休日の地域クラブ化の展開と併せて、活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、令和13年までに原則、全ての学校部活動の地域展開（地域クラブ化）を実施できるようにする。

8 その他

本計画は、国が示す総合的なガイドラインの見直し等に応じて、適宜、改訂していくものとする。

部活動の地域展開検討委員会での検討事項

ー地域展開へのスムーズな移行ー

- 生徒の興味・関心等に応じた（選択肢の多様性）地域クラブの在り方について
- 指導者（地域人材）の確保と育成、及び地域クラブ活動の活性化について
- 平日における部活動の地域クラブ化へのスムーズな移行について